

男女共同参画社会の実現に向けて

「男女共同参画都市とっとり宣言」(案)

みなさんのご意見を、お寄せください

鳥取市は、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画都市宣言を行います。

そこで、公募委員をはじめ、学識経験者、各種団体の代表者、合併予定各町村の男女共同参画団体の代表者からなる「鳥取市男女共同参画宣言都市市民会議」で検討を重ね、この度、「男女共同参画都市とっとり宣言」(案)が次のとおり提案されました。これは、平成十六年十月七・八日に開催する「第十五回男女共同参画全国都市会議」にあわせて宣言する予定です。



男女共同参画都市とっとり宣言 (案)

わたしたちのまち、美しい鳥取砂丘をはじめ山と海、清らかな水と緑に恵まれ、豊かな自然のなかで歴史と文化を育んできました。

そして、「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」の新たな歩みを始めるにあたり、すべての人びとの人権尊重と男女平等の基本理念を基に、市民と行政が協働して「男女共同参画都市」とすることを高らかに宣言します。

1. ひとりひとりの違いを認め合い、魅力ある個性と能力を発揮し、自分らしく生きられる豊かなまちをつくります。そこに男女共同参画の夢が広がります。

1. さまざまな立場にあるだれもが対等な構成員として、差別なくあらゆる分野に参画し、協働するまちをつくります。そこに男女共同参画の希望がうまれます。

1. 多様な人びとが受け入れ合い、つながりあって共生する社会をめざし、優しさと潤いのあるまちをつくります。そこに男女共同参画の未来がひらかれます。

1. 家庭や職場、地域などにおいて、性別による不平等な意識と慣習・制度をなくし、みんなが支え合い協力するまちをつくります。ここに男女共同参画の社会が育まれます。

1. 子どもも大人も、だれもが健康で安心して暮らせる平和・人権・福祉・環境を大切にしたいまちをつくります。そして、ここ鳥取から男女共同参画のまちづくりを発信します。

「ご意見のあて先はこちらです」

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、

持参・郵送・ファックス・電子メールのいずれかで

資料配付場所 ▽市役所本庁

舎1階総合案内窓口▽行政

サービスセンター(鳥取駅構

内)▽男女共同参画課(福祉

文化会館3階)※鳥取市ホー

ムページにも掲載していま

す。(アドレスは表紙下段)

提出期限 4月16日(金)

提出先・問い合わせ先 男女

共同参画課(〒680-0000

22・西町2丁目311・☎

203166・ファックス20

3054・eメール danryo

@city.tottori.tottori.jp)



鳥取市男女共同参画宣言都市市民会議で検討しました。